

派遣職員の公募手続に関する要綱

平成17年1月14日

16川総人第949号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、他の地方公共団体若しくは大学院等又は私企業に職員を派遣して行う研修（以下「派遣研修」という。）のうち、当該研修に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）を公募（全庁的に募集することをいう。以下同じ。）により決定する場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣職員の募集等)

第2条 総務企画局長は、派遣職員を公募により決定しようとするときは、公募の対象とする職員の要件、派遣の目的及び期間、派遣先で予定している業務内容その他の事項を明らかにした上で、当該研修を希望する職員の募集を行うものとする。

2 派遣研修を希望する職員は、所定の申込書に必要事項を記入し、所属長を通じて所属する局等の長（以下「所属局長」という。）に申し出るものとする。

3 所属局長は、前項の申出があった場合において、当該職員を派遣職員として推薦するときは、推薦書を添えて、前項の申込書を総務企画局長に送付するものとする。

(派遣職員の決定等)

第3条 派遣職員は、次条の規定により設置する委員会の選考結果に基づき、総務企画局長が決定するものとする。

2 総務企画局長は、前項の決定を行ったときは、その結果を所属局長を通じ

て申込者本人に通知するものとする。

(委員会の設置)

第4条 派遣職員の選考に関する事務を行うため、派遣職員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務企画局行政改革マネジメント推進室長をもって充て、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、次項に掲げる委員のうち委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務企画局人事部人事課長

(2) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

(3) その他、委員長が必要と認める者

(委員会の会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会において必要と認めるときは、委員長は、その会議に関係局等の人材育成推進管理者その他の職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室において処理する。

(選考結果の報告)

第8条 委員会において派遣職員の選考を行ったときは、委員長は、その結果を速やかに総務企画局長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、派遣職員を公募により決定する場合の手続に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市派遣研修候補者選考要綱（8川総研第399号）及び川崎市派遣研修候補者選考委員会要綱（13川総人第181号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

この要綱は、平成18年8月2日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。